性嗜好障害等の治療等に係る統計データを含めた基礎資料の作成　別紙報告書　1

「わが国の精神科医療施設における性嗜好障害（パラフィリア症群）・強迫的性行動症患者に関する実態調査研究　フェーズ 2」

研究協力者　椎名明大
千葉大学社会精神保健教育研究センター治療社会復帰部門特任教授

A．研究目的

性犯罪による被害者の心身の影響は甚大であり、性犯罪防止は大きな社会課題の一つである。特に、わが国においては令和 6 年 6 月に「学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」が成立し、児童・生徒を含む若者への性犯罪に対する社会的な注目が高まっている。同法の趣旨は性犯罪者から子どもを守ることであるが、同時に、附帯決議において、再犯防止等のために、①性嗜好障害の治療等のデータの蓄積など科学的根拠の構築に必要な調査研究を進めること、②加害者の改善更生及び社会復帰を支援するため、認知行動療法に基づく治療的支援を強化し、加害者更生プログラムの充実を図り、加害者の受講を促進すること、③加害者のみならず、専門家によって性嗜好障害またはその疑いがあると診断された者が適切な治療や支援を受けられる環境の整備に取り組むことが掲げられている。

性犯罪者のすべてが、性嗜好障害と診断されるわけではないが、海外の研究によれば、性暴力犯罪と性嗜好障害等は密接に関連していることが示唆されており（Krueger, R. B., & Kaplan,M. S.：2002；Seto, M. C.：2019）、また、性犯罪をした者の中には，窃視症や窃触症などの性嗜好障害の診断がつく者がいたこと（Smallbone, S. W. & Wortley, R. K.:2001）が報告されている。海外では、性犯罪に対する精神科治療の実践や研究が進められており、性嗜好障害等と診断される加害者に対しては、治療プログラムへの導入などの精神医学的な介入が再犯予防の観点から有効であることが多数報告されている。

しかし、わが国においては、性嗜好障害等に関する治療プログラムや医療機関での取り組みは端緒についたばかりであり、その実態は不明である。特に性嗜好障害や強迫的性行動症に対する地域での処遇や精神科医療の役割に関しては、さらなる研究とデータの蓄積が求められているといえる。

我々は先行研究（フェーズ 1）において、全国の精神科病院、精神科クリニック、精神保健福祉センターに対するアンケート調査を行った。その結果、性嗜好障害を有する患者の治療実績を有する医療機関は全国でも希有であることが明らかとなった。

他方、性犯罪者の再犯率の高さに鑑みて法務省は 2023 年に「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を上梓した。ガイドラインは主に矯正施設や保護観察所において提供されている専門的プログラムを地方自治体に広めることを企図して作成されたものである。しかし現状、その内容が必ずしも全国に普及し活用されているとはいいがたい。それは先行研究においてほとんどの医療機関が性嗜好障害の治療経験をまったく有していないと示されたことからも明らかである。

我々は、性嗜好障害を有する患者が適切な医療につながっていない原因のひとつは、彼らを専門的な治療施設に結びつける機能が脆弱であることだと考えた。そこで我々は、性嗜好障害を

有する患者を専門的な医療施設への受診に結びつける役割を期待されている精神保健福祉センターにおいて、ガイドラインがどの程度周知され活用されているのかを調べるため、本研究を立ち上げることとした。

B. 研究方法

本研究は日本全国の精神保健福祉センターを対象に「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」の普及及び活用状況を問うた横断調査研究である。

〈調査対象〉

全国の精神保健福祉センターにおいて中核的な役割を果たす立場にある職員（センター長ないしはその代理を想定）各 1 名を対象とした。したがって標本数は全国の精神保健福祉センターの総数である 69 である。

〈方法〉

全国の対象施設に対し、説明文書と専用ウェブサイトの URL を郵送し、ウェブ上で各質問項目に回答するよう依頼した。入力された回答項目を集計・分析し、全国の精神保健福祉センターにおけるガイドラインの普及及び活用状況を明らかにすることとした。

〈調査項目〉

調査項目は別表 1 に示す通りである。

〈統計解析〉

集計結果を統計解析した。解析には統計ソフトウェア IBM SPSS ver24 を用いた。有意水準は 5%とした。

（倫理面への配慮）

本研究は健常者を対象とする調査研究であり、臨床研究法その他の関連法規の規制の範囲には含まれない。なお本研究は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に抵触しない範囲で実施するものとする。

研究計画を当学の倫理審査委員会に提出し、その承認を得たうえで研究計画を実施する。実査に当たっては、調査の目的と内容等をあらかじめ書面にて各施設に送付したうえ、回答者がアクセスする専用ウェブサイトに掲載した同じ内容の文章を閲覧してもらうことにより説明し、回答の有無及び回答内容は個別回答者の任意であることを保障する。同意確認に対するチェックを伴うデータ送信をもって研究協力への同意とみなす。

調査対象の個人情報は取得しない。また、調査内容には患者の個人情報は含まない。

本研究のプロトコルは大学病院医療情報ネットワークセンター（UMIN）の臨床試験登録システム（University hospital Medical Information Network Center Clinical Trials Registry: UMIN-CTR）に UMIN000061390 として登録された。

本研究にかかる経費は、原則として令和 7 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）性嗜好障害等の治療等に係る基礎資料の作成及び環境整備のための研究(25GC1006)から支弁された。

上記以外に、研究者は起こりうる利益相反を有していないことを確認した。

C．研究結果

〈回答率〉

2026年1月14日に全国69カ所の精神保健福祉センターに対し調査票を郵送したところ、同年2月12日までに計46通の回答を収集した。回答率は67%である。

〈回答集計結果〉

回答者のうち、ガイドラインを知っていて活用していると回答した者は 4 名、知っているが活用していないと回答した者は 26 名、知らないと回答した者は 16 名であった。

〈情報経路〉

ガイドラインを知っていると回答した 30 名について、ガイドラインに関する情報提供を受けた経路について問うたところ、「都道府県・指定都市などの行政機関からの通知・説明」が 18 名、

「保護観察所や矯正施設からの連絡」が 9 名、「地域連携会議や協議会等での情報共有や説明」が 14 名、「医療機関からの情報提供」が 8 名、「福祉機関からの情報提供」が 8 名、「行政、報道機関、学協会などからの一般向けの広報活動からの情報入手」が 15 名、「その他」が 12 名であった。「その他」の具体例としては、「厚労省のホームページ」「昨年おこなわれた本調査」「職員からの情報共有」「法務省からの通知」「FCAC(依存症勉強会)」「職員からの情報提供」との回答があった。

〈ガイドラインの活用に至っていない理由〉

ガイドラインを知っているが活用していないと回答した 26 名について、ガイドラインの活用に至っていない理由について問うたところ、「活用したいが、人手が不足している」が 11 名、「活用したいが、時間的な余裕がない」が 9 名、「活用したいが、予算が不足している」が 7 名、「活用したいが、使い方がわからない」が 11 名、「活用方法を教えてくれる人がいない」が 11 名、「センターとしての役割に加害者支援が含まれると認識していない」が 7 名、「センター内での仕組みや役割分担が明確でない」が 9 名、「他のマニュアルや対応方針があり、必要性を感じない」が 6 名、「専門機関が近くにあり、センターで対応する必要がない」が 5 名、「ガイドラインの内容が活用に値しない」が 5 名、「性加害に関する相談がない」が 14 名であった。その他の理由として、「相談を断ることはないが、相談自体がほとんどない」「当センターでは STEPs-R の利用について保護観察所から指導をいただき活用の準備はしているが、当センターに性加害で相談を希望される方には内容がそぐわないため実際の活用には至っていない」「性問題について相談があった場合は、「性に関する依存、コントロール障害」として依存症支援のプログラムや技法を使っている」「センターとして加害者支援は必要と考えるが、被害者支援に偏る傾向が伺える。地域での加害者支援に関し情報共有したり、各支援機関が連携したりする仕組みが不十分なこともあり、センターとしても活用に至っていない」との回答があった。

〈ガイドラインの利用状況〉

ガイドラインを知っていて活用していると回答した 4 名について、「インテーク」「専門機関(医療機関・相談機関)への紹介・連携」「家族支援(家族への相談対応・助言等)」「STEPs-R」のいずれも 3 名が実施していると回答した。

〈ガイドライン活用の具体的な取組み〉

ガイドラインを知っていて活用していると回答した 4 名について、「センター内で、ガイドラインに関する勉強会を開催したことがある 」と回答したのは 2 名、「他機関との協議の場で、内容を共有・活用したことがある」と回答したのは 2 名、「活用にあたって外部機関から助言や講師の派遣を受けたことがある」と回答したのは 1 名であった。

〈共有・活用した機関について〉

先の設問で「他機関との協議の場で内容を共有・活用したことがある」と回答した 2 名について、内容を共有・活用した具体的な機関としては、「医療機関」「カウンセリング機関」「自助グループ」「地域生活定着支援センター」「地域包括支援センター」「更生支援機関」「就労支援機関」「再犯防止担当部局」「福祉当局」がそれぞれ 1 名ずつ実績ありと回答した。「健康医療部局」については 2 名とも実績ありと回答した。

〈助言を受けた外部機関について〉

先の設問で「活用に当たって外部機関から助言や講師の派遣を受けたことがある」と回答した 1 名について、助言を受けた具体的な外部機関として「医療機関」「カウンセリング機関」「自助グループ」「地域生活定着支援センター」「地域包括支援センター」「更生支援機関」「就労支援機関」「再犯防止担当部局」「福祉当局」「健康医療部局」のすべてが該当するとの回答であった。

D．考察

〈サンプルの代表性〉

今回のアンケート調査の回答率は67%であった。全国の精神保健福祉センターに対する悉皆調査であり、回答は任意であることを勘案すると、回答率は特段高くも低くもない。ただし、回答者の中にはウェブ上での回答が困難であった者もいたようである。インターネットリテラシーの低い者が回答者から除外されている可能性はある。

〈結果の概説〉

調査結果から、約3分の1の自治体においてはガイドラインの存在を承知していないことがうかがわれる。またほとんどの精神保健福祉センターではガイドラインの有効活用に至っていないと思われる。

〈活用への障壁〉

精神保健福祉センターでガイドラインが認知されているにもかかわらず活用されていない最大の理由は、性加害に関する相談がないことであるという。正確にいえば、性加害の相談がないと認識している精神保健福祉センターが多いというのが実態である。

本研究では、予算や人員不足、知識不足はガイドラインが活用されていない理由としてあまり挙げられなかった。しかしこのことは、精神保健福祉センターにおいて性加害への対応リソースが潤沢であることを意味しない。そもそも相談が乏しいため、精神保健福祉センターで性加害への対応について具体的に検討する段階に至っていないと考えるべきであろう。

〈他機関との連携〉

他方、ガイドラインを活用している精神保健福祉センターにおいては、多種多様な機関との連携が進んでいることが結果から示唆された。標本数が少ないため、機関ごとの認知度や重要度などを定量的に推計するには至らなかったが、ガイドラインに示されている取組みが一部の自治体では確実に実施されていることがうかがわれる。

〈今後の課題〉

現状では、精神保健福祉センターは性加害の相談相手として認識されることが少ない。精神保健福祉センターで性加害の相談に対応するというルートが未確立である。今後、精神保健福祉センターが性加害の相談を積極的に受けるような土壌が確立した場合、あらためて人員や予算といった実務上の課題が顕在化する可能性がある。

そもそも性加害の問題意識を有する者がわが国にどれくらいいるのか、彼らの問題意識はどのように掘り起こされるのか、問題意識を持った当事者の受け皿は現状どこにあるのかといった疑問に対する示唆を得ることが次の課題となろう。

E．結論

我々は全国の精神保健福祉センターに対し、性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドラインの認知及び活用状況に関するアンケート調査を行った。その結果、ほとんどの自治体ではガイドラインの活用に至っておらず、その最大の理由は性加害の相談がないと認識されていることが明らかになった。

わが国には性加害当事者の相談先が未だ乏しいことが先行研究からも明らかである。そもそも性加害の問題意識を有する者がわが国にどれくらいいるのかといった基礎的なデータ収集を含め、今後の研究を進める必要がある。

参考文献

Krueger RB, Kaplan MS (2002) Behavioral and psychopharmacological treatment of the paraphilic and hypersexual disorders. Journal of Psychiatric Practice,8,21-32.

Seto, M. C. (2019). The motivation-facilitation model of sexual offending. Sexual Abuse. Journal of Research and Treatment,31(1),3–24.

Stephen W. Smallbone and Richard K. Wortl

ey（2001）Child Sexual Abuse: Offender Characteristics and Modus Operandi. Trends and Issues in Crime and Criminal Justice.193.
花岡晋平、松本邦愛、平田豊明、長谷川友紀（2021）．わが国における精神科医の需給と二次医療圏間における偏在に係る研究―官庁統計による計時分析（2000～2018年）―．精神神経学雑誌123(12),783-792.